別紙様式第11

物品等又は役務の名称 及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	1 - 1 - 1 - 1	随意契約の相手方の氏 名 及 び 住 所	随意契約に 係 る 契約金額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由
小荷物専用昇降機 6 号機(特別養護老人 ホーム)	事務課 沖縄県那覇市安謝 2丁目15番2号	令和6年10月15日	沖縄県エレベーター保 守事業協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目 24番13号 曙沖商 ビル7-D	1, 760, 000円	契約業者は、当該施設の保守業者であり、機器の仕組みやトラブル時の対応等を把握・熟知している。また、一部既存部品を使用しての準撤去リニューアル工事の為、既存部品との互換性を安全に維持することができる唯一無二の業者である。同工事を安全かつ早急に実施できるのは同社のみであり競争に付することが不利(緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがある)と認められる場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社社会福祉施設特別会計規則第10条第2項、同施行細則第11条第1項)
小荷物専用昇降機7 号機(特別養護老人 ホーム)	事務課 沖縄県那覇市安謝 2丁目15番2号	令和6年10月15日	沖縄県エレベーター保 守事業協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目 24番13号 曙沖商 ビル7-D	1, 760, 000円	契約業者は、当該施設の保守業者であり、機器の仕組みやトラブル時の対応等を把握・熟知している。また、一部既存部品を使用しての準撤去リニューアル工事の為、既存部品との互換性を安全に維持することができる唯一無二の業者である。同工事を安全かつ早急に実施できるのは同社のみであり競争に付することが不利(緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれがある)と認められる場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社社会福祉施設特別会計規則第10条第2項、同施行細則第11条第1項)